



トピックス

- 1 消防の広域化及び連携・協力
- 2 消防における女性の活躍推進に向けた取組
- 3 感震ブレーカーの普及推進
- 4 地方公共団体の受援計画の策定促進
- 5 大規模災害時における情報の収集・広報
- 6 国際協力・国際交流

Topics 1 消防の広域化及び連携・協力

トピックス1-1図 おおいた消防指令センター



- ・総事業費約65億円（プロポーザル方式）
 - ・指令台9台（災害輻輳時には機能分割により最大36件の通報に対応可能）
 - ・1当勤務員14名、2交代制（全勤務員49名、うち日勤者7名）
- ※大分県：面積約6,341平方キロメートル、人口約110万人。県土の約7割が山地であり、豊後水道に沿ってリアス海岸が続く複雑な地形を有している。

■全国初の全県一区の共同消防指令センター

令和6年10月1日、大分県内全18市町村14消防本部による「おおいた消防指令センター」の本格運用が開始された。

平成31年3月に大分県と各市町村共同による指令業務の共同運用に係る勉強会が開始され、その後、双方による共同運用の実施に向けた具体的な検討が行われた。令和3年には各市町村において大分市への消防指令業務に係る「事務の委託」が議決され、この度、指令システムの整備等が完了し、本格運用開始に至った。

全国で初めてとなる全県一区での指令センターの共同運用により、一元的な災害情報の把握が可能となり、相互応援について迅速な判断が可能となるほか、通報者との映像の送受信が可能な映像通報システムが新たに導入されたことで、通報時の詳細な災害状況等の把握が県内全域で可能となるなど、住民サービスの向上につながる効果が期待される。

■広域化及び連携・協力の推進状況

消防の広域化は、2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同で行うことをいい、平成18年に消防組織法に位置付けられて以降、消防本部の規模拡大による体制の強化を目的として、消防庁が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下、本トピックスにおいて「広域化基本指針」という。）を示し、推進してきた。平成18年には811あった消防本部数は、広域化に伴う消防組織の統合により、令和6年4月1日現在では、720となった。

トピックス1-1表 近年の広域化の実績

広域化年月日	広域化後の消防本部	広域化前の消防本部等（参画団体）
H31.4.1	あぶくま消防本部	・岩沼市消防本部（岩沼市） ・亘理地区行政事務組合消防本部（亘理町・山元町）
H31.4.1	久留米広域消防本部	・久留米広域消防本部 （久留米市・小郡市・うきは市・大井町・大木町） ・大川市消防本部（大川市）
R3.4.1	高岡市消防本部	・高岡市消防本部（高岡市） ・氷見市消防本部（氷見市）
R3.4.1	堺市消防局	・堺市消防局（堺市・高石市） ・大阪狭山市消防本部（大阪狭山市）
R4.4.1	茅ヶ崎市消防本部	・茅ヶ崎市消防本部（茅ヶ崎市） ・寒川町消防本部（寒川町）
R5.4.1	上尾市消防本部	・上尾市消防本部（上尾市） ・伊奈町消防本部（伊奈町）
R6.4.1	大阪南消防局	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 （柏原市・羽曳野市・藤井寺市） ・富田林市消防本部 （富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村） ・河内長野市消防本部（河内長野市）

また、消防の連携・協力は、一部の消防事務を共同で行うことをいい、平成31年4月1日以降に広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、連携・協力を進めていくことで、広域化を実現するための下地が作られることが期待される。

消防庁では、連携・協力について、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）を示して推進しており、連携・協力の中でも特に、高機能消防指令センターの共同運用は、現場要員の充実や高度な運用により区域内の消防力を大きく向上させることが可能となるほか、財政面でのメリットも大きいといえる。令和6年4月1日現在では、50地域212本部で指令の共同運用が実施されている。

■基本指針の改正

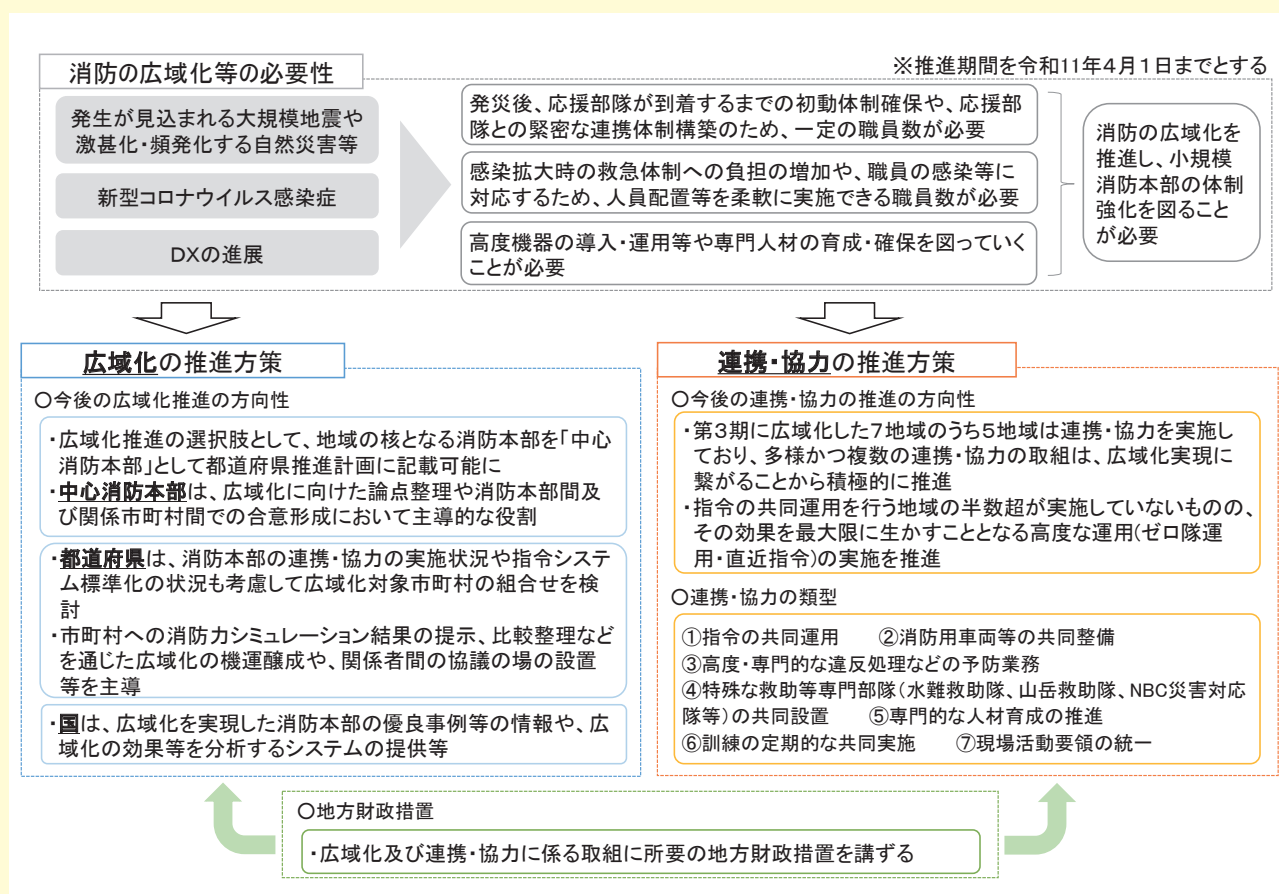
大規模な地震、風水害といった激甚化する自然災害や新たな感染症の拡大への備え、DXの進展に伴う人材確保の必要性などを踏まえると、消防本部規模の拡大等によるスケールメリットを活かし、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが必要である。

これらのことから、引き続き、広域化等の取組を推進するため、消防庁では、令和6年4月1日に推進期限を迎えた広域化基本指針及び連携・協力基本指針を改正した。新しい基本指針においては、どちらも推進期限を令和11年4月1日まで延長した。

広域化基本指針の主な改正ポイントは、次のとおりである。

- ① 中心となる消防本部の積極的な取組が広域化の実現に寄与していたため、地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を、都道府県が定める消防広域化推進計画に新たに位置付けられるようにした。
- ② 広域化につながった連携・協力の事例を基に、連携・協力の類型を七つに見直した。
- ③ 広域化や連携・協力に関する地方財政措置を拡充した。

トピックス1-2図 広域化基本指針の改正のポイント



Topics 2 消防における女性の活躍推進に向けた取組

消防庁では、消防分野において活躍する女性を知ってもらい、消防を目指す女性を増やすため、消防庁ホームページ内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を開設し、PR動画等の広報制作物を公開しているほか、男性育休の取得促進や、消防団入団促進広報等に取り組んでいる。さらに、令和6年4月1日には、消防庁での取組を包括的かつ分野横断的に推進するため、消防庁内にWPS（Women, Peace and Security）推進専門官を設置し、女性活躍推進のための体制を強化している。

■女性消防吏員の活躍推進

全国の消防吏員に占める女性の割合は、3.7%（令和6年4月1日現在）であり、全国で活躍する女性の消防吏員は年々増加している。消防庁では、まずは「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け通知）で示した、令和8年度当初までに女性の割合を5%に引き上げることを目標に、消防を自らの職業として選択する女性の増加に向け、以下のような取組を行っている。

《女性消防吏員活躍推進モデル事業》

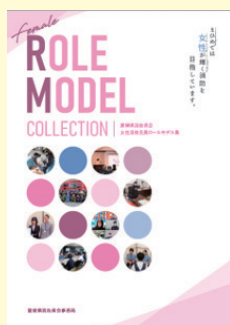
全国の消防本部にとって参考となる先進事例を構築し、取組の横展開を図っていくことを目的に、国の委託事業としてモデル事業を実施している。



女性消防職員募集のためのPR動画制作及び放映
西宮市（兵庫県）



女性の働き方に関する民間企業とのタイアップ研修
松江市（島根県）



女性消防吏員のロールモデル集の作成
松山市（愛媛県）



幅広い層へのPRを目的としたメタバースを用いた消防署見学
京都市（京都府）

《PRポスター、パンフレットの作成》

女性消防吏員をより身近に感じてもらうため、様々な業務で活躍する現役の女性消防吏員をモデルとして起用したポスター及びパンフレットを作成し、これまで消防が将来の職業の選択肢になかった女性をターゲットとした広報に取り組んでいる。



PRポスター



パンフレット

《女性救急隊員の職務環境の整備促進》

消防庁では、「救急業務のあり方に関する検討会」において、女性救急隊員の職務環境の整備促進に係る取組として、身体的負担軽減が期待される電動ストレッチャーの導入や救急現場に持参する酸素ボンベの軽量化などの先進的な事例をとりまとめ、各消防本部へ周知している。

また、電動ストレッチャーの導入については、令和6年度からは緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象として新たに追加し、女性救急隊員の更なる活躍につながる取組を促進している。

《女性消防吏員同士の交流》

女性消防吏員が自主的に集まり、勉強会や情報交換を行うとともに、消防本部の枠を超えて相互に親睦を深める場としてJFFW（Japan Fire Fighting Women's Club）交流会が開催されており、令和6年度は横浜市で開催された。



JFFW交流会

《男性消防職員の育児休業の取得促進》

女性活躍推進のためには、男性も含めて仕事と家庭の両立支援に取り組むことが重要である。消防庁では、育児休業取得率に関する政府目標である令和7年までに50%、令和12年までに85%（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定））を達成するため、男性消防職員の育休取得率が高い消防本部が実施している取得促進策の横展開等に取り組んでいる。

《緊急消防援助隊を受け入れる環境の整備》

令和6年能登半島地震においても緊急消防援助隊として女性隊員が出動するなど、災害が激甚化・頻発化する中、男女問わず被災地へ派遣されることが想定される。そのため、緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防庁舎における女性専用施設の整備について、令和6年度から緊急防災・減災事業債の対象に加えるなど、女性のための宿営環境の整備を促進している。

■女性消防団員の活躍推進

消防団員に占める女性の割合は、3.8%（令和6年4月1日現在）であり、全国で活躍する女性の消防団員は年々増加している。

消防庁では、消防団員に占める女性の割合について、10%を目標としつつ、当面、令和8年度までに5%（第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定））とする目標を掲げており、女性消防団員の入団促進に向けて、以下のような取組を行っている。

《消防団入団促進広報》

女性タレントを起用したポスター・PR動画を作成するなど女性が活躍できる場としての消防団の認知度向上を図っているほか、夏休みなどの長期休暇期間に、全国のショッピングモールにおいて、入団促進イベントを実施するなど、様々な取組を行っている。



入団促進イベント

《消防団の力向上モデル事業》

女性や若者をはじめとする幅広い住民の入団促進のため、社会環境の変化に対応した消防団運営の促進に向け、地方公共団体の先進的な取組を支援している。

令和5年度は、大阪府において女性消防団員の認知度向上と入団促進を目的に、女性消防団員によるワークショップ形式によるイベントを実施したほか、北茨城市では災害現場における活動内容の確認と団員間の連携強化を目的に、女性消防団員による傷病者等の応急手当訓練を実施するなど、多くの地方公共団体で女性団員の確保や活動活性化の取組が行われている。

引き続き、優良事例を横展開するとともに、今後は女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援していく。



ワークショップイベント
(大阪府提供)



応急手当訓練
(北茨城市提供)

《女性消防団員の活動環境の整備促進》

女性消防団員が活動しやすい環境を構築できるよう、緊急防災・減災事業債の活用を通じて、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設置等を推進している。

また、消防団設備整備費補助金において、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型化・軽量化された救助用資機材等の整備を推進していく。

Topics 3 感震ブレーカーの普及推進

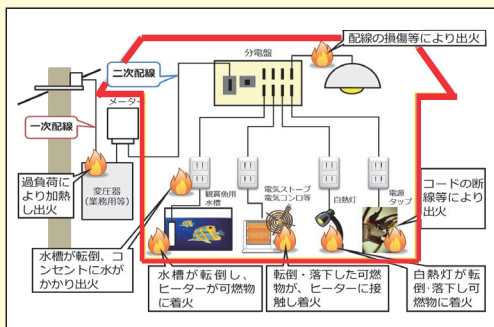
■感震ブレーカーの普及推進の背景・目的

令和6年能登半島地震により輪島市の朝市通り周辺で発生した火災は、半島沿岸部にある木造密集地域で発生したもので、焼失面積約4万9千平方メートル、約240棟焼損という大規模災害となった。この教訓を踏まえ、消防庁では国土交通省と共同で「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、今後の対応策として感震ブレーカー（以下、本トピックスにおいて「感震ブレーカー」は感震遮断機能付きの分電盤のほか、コンセントタイプや簡易タイプを含むものとする。）の普及推進を含む地震火災対策をとりまとめた。

また、災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和6年6月28日修正）においても、感震ブレーカーの普及推進が盛り込まれた。

これらを踏まえ、消防庁では、有識者、感震ブレーカー製造業者や送配電事業者をはじめとする関係団体、内閣府、経済産業省等の関係省庁により構成される「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」（以下、本トピックスにおいて「対策会議」という。）を開催し、感震ブレーカーの普及推進に関する具体的な取組を進めている。

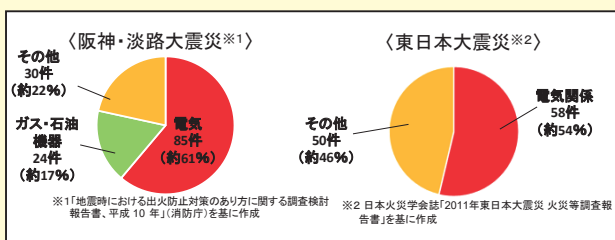
トピックス3-1図 電気に起因する出火の可能性のある主な部位（感震ブレーカーの設置により赤枠内（二次配線を除く）の火災を防ぐことが可能）



■感震ブレーカーの普及に関する現状と課題

過去の大規模地震時に発生した火災において、電気原因とする火災は半数以上を占めており、感震ブレーカーの設置を推進する必要がある一方で、感震ブレーカーの設置率は低位にとどまっており、普及推進の加速化が求められる。

トピックス3-2図 過去の大規模地震時における火災の発生状況



内閣府及び消防庁が地方公共団体に対するアンケート調査を行った結果、

- ・感震ブレーカーの認知度が低い
 - ・電気火災を防止する効果が知られていない
 - ・各戸の状況に合わせた感震ブレーカーのどの製品を選べばよいかわからない
 - ・感震ブレーカーの取付けが難しい
 - ・取扱店が少ない
 - ・感震ブレーカーに対する補助制度の認知度が低い
- 等が普及推進を図る上での課題として挙げられた。

■多様な媒体を通じた広報活動の展開

まずは感震ブレーカーの認知度の向上が必要であることを踏まえ、消防庁では、感震ブレーカーの普及に向けて、各消防本部等での普及啓発の際に使用できる動画の制作や、関係省庁と連携したチラシの作成・配布といった広報活動を展開している。



感震ブレーカー普及啓発用チラシ

■今後の対応の方向性

- ・普及推進体制の構築

各地域において、着実に普及を進めるためには、地方公共団体や消防関係者のみならず、電気関係事業者や住宅関係事業者、地域住民による自主防災組織や女性防火クラブ等と連携して取り組んでいくことが重要であり、地域の実情に即した普及推進体制を構築することが必要である。

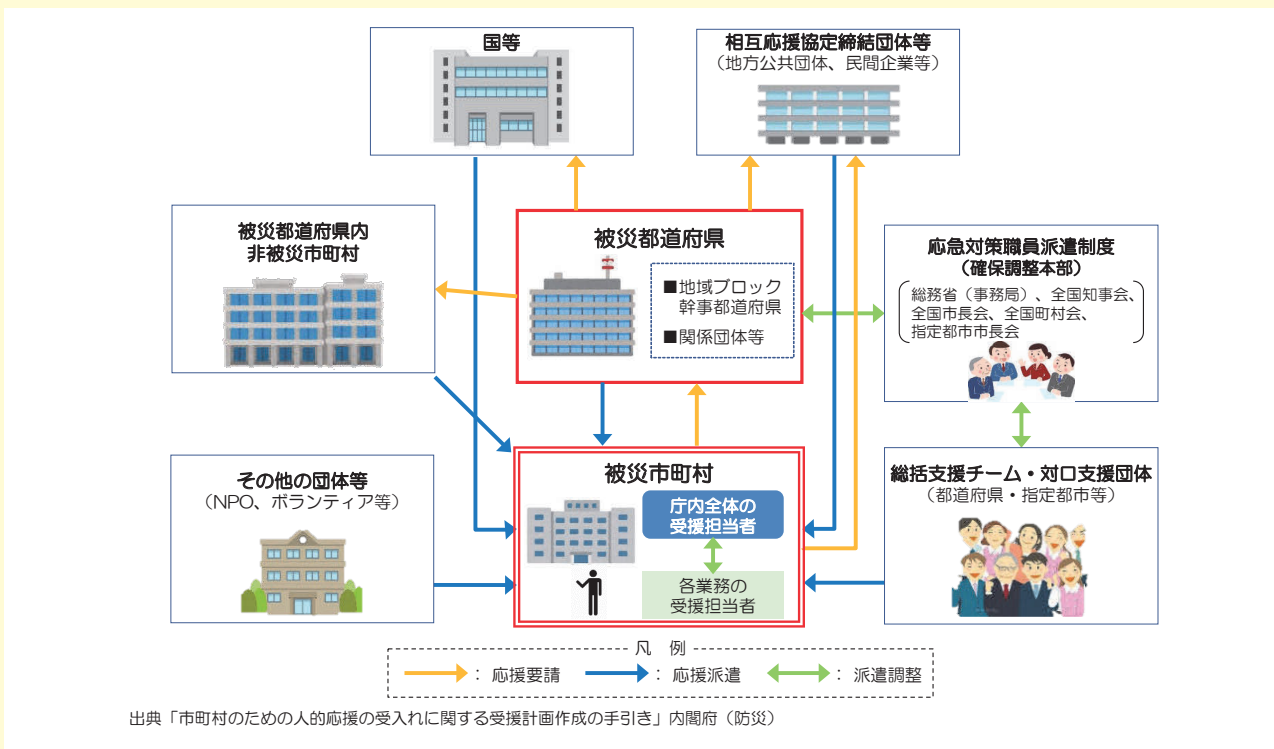
- ・普及に向けた具体的な計画の作成

防災基本計画において感震ブレーカーの普及が位置付けられたことを踏まえ、都道府県及び市町村において地域防災計画の見直しを実施することが必要である。また、当該取組の実効性を確保するため、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして感震ブレーカー等の普及に向けた具体的な計画を策定（普及率の目標値、スケジュール、設置の支援等）することが重要である。

消防庁においては、感震ブレーカーについて普及推進状況に関する実態把握を行った上で、対策会議における議論も踏まえ、各地域における取組を推進するため、令和6年度中にモデル計画等を通知する予定である。

Topics 4 地方公共団体の受援計画の策定促進

トピックス4-1図 災害時応援受援体制のイメージ



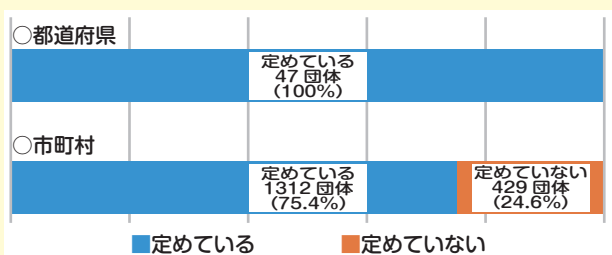
大規模災害時には、人命救助だけではなく、避難所運営、支援物資の供給、罹災証明などの膨大な業務が発生することから、被災地方公共団体のみで災害対応を全て実施することは極めて困難である。

そこで、地方公共団体においては、国、他の地方公共団体、関係機関等との相互連携のもと、人的・物的支援の受入れ体制（受援体制）を構築することで、災害対応力を強化することが求められている。

■地方公共団体の受援計画の策定状況

地方公共団体は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体等から受援できるよう、あらかじめ受援計画を策定することが重要である。消防庁及び内閣府では、地方公共団体に対して、毎年、受援計画の策定状況について調査を実施しており、令和5年6月1日現在で、都道府県は全ての団体で策定済みである一方、市町村は策定済みの団体が約75%であり、未策定の団体が約25%の状況にある。

トピックス4-2図 地方公共団体の受援計画の策定割合
(令和5年6月1日時点)



■受援計画の策定促進

消防庁においては、令和6年能登半島地震における対応等も踏まえ、地方公共団体における受援体制の構築に向けて、内閣府と連携した研修会の実施などにより、引き続き、受援計画を策定していない市町村に対する策定の要請を行っていく。

また、受援計画を策定した地方公共団体に対しても、庁内全体の受援担当者や受援対象業務ごとの担当者の選定や、応援職員の執務スペース確保の手順・内容、宿泊場所として活用可能な施設のリスト化、民間事業者との協力体制などを当該計画に位置付け、より実効性を高めることにより、災害対応力の強化を図るよう、内閣府と連携し、研修会等を通じて、周知を図っていく。

トピックス4-1表 地方公共団体の受援計画における主な項目の記載割合
(令和5年6月1日時点)

項目	都道府県	市町村
庁内全体の受援担当者選定	100.0%	72.3%
受援対象業務の整理	91.5%	58.1%
各業務の受援担当者選定	85.1%	55.9%
応援職員等の受け入れ環境確保	89.4%	49.7%

※各項目の割合は、全ての都道府県又は市町村に対するもの

■消防本部の受援能力の向上について

大規模災害時、被災地消防本部は、消火、救助、救急活動に追われる中、緊急消防援助隊を始めとした応援隊を円滑に受け入れる役割を担い、連携して活動を行う必要がある。

しかし、多くの消防本部では、大規模災害に被災した経験が少ないため、応援要請の遅れや応援隊の受入れ等、受援に課題が生じる場合がある。このことから、消防本部の受援能力向上のため、消防機関等の受入れに係る受援計画の策定や見直し、訓練の実施等、平時からの準備が重要である。

消防庁では、令和元年度に消防本部に対し、上記受援計画の策定例を提示し、要請の基準、要請判断の方法、受援業務の分担など、受援計画に定めるべき内容を明確化したほか、実災害を踏まえて、随時、内容を見直し、補強してきた。また、受援能力の向上には日々の受援訓練が重要であるため、令和5年度には、訓練の企画から実施までのポイントをまとめた動画を作成し、全国の消防本部等に共有した。

さらに、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練では、地域特性を反映した災害想定のもと、消防本部に災害対策本部等を設置し、受援体制の構築、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び部隊活動調整等について、ロールプレイング方式による図上訓練を実施している。

引き続き、受援計画の策定や見直しの推進、実践的な訓練の実施を通じて、全国の消防本部等の受援能力の向上に取り組んでいく。



緊急消防援助隊の受援訓練の様子



受援図上訓練教養動画



地域ブロック合同訓練での受援訓練の様子

Topics 5 大規模災害時における情報の収集・広報



令和6年能登半島地震における輪島市での
ヘリコプターによる活動状況
(富山県消防防災航空隊提供)

令和6年能登半島地震における土砂ダムの状況
(名古屋市統括指揮支援隊提供)



■大規模災害時における情報収集

災害時に的確な対応を図るためには、被災地の被害情報・孤立情報をはじめとした様々な情報を迅速に収集・集約するとともに、災害対応に当たる関係者間で、緊密に情報共有することが求められる。

消防庁では、大規模災害時に的確かつ迅速な対応を図るため、各消防本部や地方公共団体等から情報収集している。

消防庁が把握する情報には、119番通報や被害者の数等に加え、緊急消防援助隊が撮影した災害現場の映像、都道府県の消防防災ヘリコプターによる上空からの映像や高所監視カメラ映像などがあり、被害状況等の把握のためには、視覚的な情報の収集・共有が重要である。

■「消防庁映像共有システム」の活用

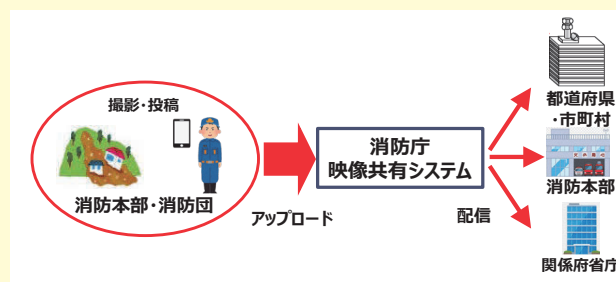
消防庁では、災害現場の映像情報を共有する手段の充実を図るため、「消防庁映像共有システム」を整備し、令和6年9月から運用を開始している。

本システムは、インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンからアクセスし、映像等の投稿・閲覧・管理などを行うシステムである。災害現場に最も早く駆けつける消防職団員からの映像情報を、消防庁と地方公共団体の間や地方公共団体間で共有することで、被害の早期把握や迅速な対応につなげるものである。

令和6年度中には、本システムと内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を接続することとしており、映像等を関係府省庁とも共有し、国としての迅速かつ効果的な災害対応につなげていく。

消防団を含めた各消防機関においては、発災時に本システムを活用して、映像等の情報を関係者と共有できるように、普段からの訓練等にも本システムを取り入れるなど、本システムの積極的な活用に向けた取組を進めることが重要である。

トピックス5-1図 消防庁映像共有システム



■消防庁現地広報員の活動

消防庁では、大規模災害が発生し、緊急消防援助隊の出動が決定した場合等に、状況により消防庁現地広報員を派遣している。

消防庁現地広報員は、被災地における被害の状況や緊急消防援助隊・地元消防本部・消防団の活動等を記録し、正確かつ適切に報道されるよう情報共有を行うとともに、厳しい状況下における消防職員や消防団員の働きを広く伝えること等により、現地で尽力している部隊の士気向上等を図っている。



現地広報員による活動

Topics 6 国際協力・国際交流

■国際消防防災フォーラムの開催

アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関しても、これらの国々からの我が国の国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では平成19年度から、主にアジア圏内の国において、「国際消防防災フォーラム」（以下、本トピックスにおいて「フォーラム」という。）を開催しており、令和5年度は、カンボジアにて実施した。



フォーラムの様子（令和5年度 カンボジア）

令和5年度に開催したフォーラムには、消防・救助を担当する内務省のみならず、自衛防災組織、空港消防隊、消防防災関連企業など、カンボジアの様々な層から約250名の参加を得ることができ、日本からも、消防庁以外に在カンボジア日本国大使館、13の消防防災関連企業等が出席した。

2日間にわたる開催期間中、我が国の火災予防制度、消防団制度等の説明に加え、日系企業等による製品紹介が行われた。



展示ブースにおける日系企業の製品紹介
（令和5年度 カンボジア）

令和5年度に開催したフォーラムへの参加企業等は、フォーラムで築いたネットワークを基に、海外展開に取り組んでいる。

■開発途上国からの研修員受入れ

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修の2コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施している。



救急救助研修（令和5年度 大阪）

■中古消防車両等の海外寄贈

消防本部や消防団の中には、開発途上国からの要請に応じて、不用となった消防車両等を無償で寄贈しているところもあり、令和5年度は26の国へ111台が寄贈されている。また、一部では消防車両等の寄贈に併せて、車両のメンテナンスや使用要領に関して技術指導も行っている。

このような寄贈は、開発途上国の災害対応能力向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として効果が大きく、消防庁では関係省庁等とも連携しながら、これを推進している。



車両寄贈時における技術指導
（令和6年3月 ブータン）

■ベトナム消防防災展への参加

例年、ベトナムからの招待を受けて、ベトナム消防防災展に消防庁関係者、消防用機器等の製造を行う企業や検査を行う機関等の団体が参加している。

令和5年度は、日越外交関係樹立50周年の年であることを記念し、総務大臣政務官が参加した。また、消防庁から、日本の火災予防制度に関する講演を行うとともに日本の消防用機器等のメーカー等が出展し、製品のPRを行った。このほか、参加各国による、消防用機器等の展示が行われた。



総務大臣政務官の挨拶

